

下野市立石橋北小学校PTA規約細則

(平成 7年 2月 2日制定)

石橋町立北小学校PTA規約細則(昭和57年4月23日制定)の全部を改正する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、下野市立石橋北小学校PTA規約(平成7年2月2日制定)第45条・第47条の規定に基づいて、下野市立石橋北小学校PTA(以下「PTA」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 支部委員会

(支部会)

第2条 下野市立石橋北小学校(以下「石北小」という。)の学区を次のとおり分け、それぞれに支部会を置く。

- 一 上古山
- 二 上原
- 三 若林南
- 四 若林北

(支部会の役員)

第3条 前条各号に規定する支部会(以下「支部」という。)に次の役員を置く。

- 一 支部長 1人
- 二 副支部長 1人

2 前項各号に規定する役員は、支部会員が互選する。

(支部会の役員任期)

第4条 支部会の役員の任期は、1年とする。

(支部会の任務)

第5条 支部会の任務は、次のとおりとする。

- 一 支部会員の集会等を開催し、会員相互の親和を図ることにより、地域の連帯意識を高揚すること。
- 二 地域における児童の保護善導に努めること。
- 三 地域における教育環境の整備に努めること。
- 四 地域における登下校の安全確保に努めること。 ①登校班編成 ②登下校の見守り

第3章 学年理事

(学年理事)

第6条 1学年から6学年までに学年理事を置く。

2 学年理事は、当該学年の会員の互選とする。

3 学年理事の定数は、一学年につき5人とする。

(学年理事の任期)

第7条 学年理事の任期は、1年とする。(ただし、再任は、妨げない。)

第4章 学年部会・学年委員会

(学年部会)

第8条 1学年から6学年までの学年にそれぞれ学年部会を置く。

(学年部長)

第9条 学年部会には部長(1人)を置き、各学年の部長6人で学年委員会を構成する。

2 部長は、学年理事が互選する。

(学年委員会)

第10条 学年委員会に次の役員を置く。

- 一 委員長 1人
- 二 副委員長 1人
- 三 会計 1人

2 委員長、副委員長及び会計は、1学年から6学年の部長より互選する。

(学年部会の役員の任務)

第11条 学年部長及び学年委員会の任務は、次のとおりとする。

- 一 授業参観時、その他必要に応じて、会員の集会を開き、会員相互の親和を図ること。
- 二 児童の福祉の向上を図ること。
- 三 PTA会員のための教養講座、その他の研修等の企画に関すること。
- 四 石北小の環境整備に関すること。
- 五 前号に規定するものの他会長が特に必要と認める地域の環境整備に関すること。
- 六 学校支援(教育)ボランティアに関すること。
- 七 学校行事・PTA行事への協力に関すること。

第5章 常置委員会

(常置委員会)

第12条 常置委員会に次の部会を置く。部員は学年部長以外の学年理事が充たる。

- 一 生活指導部 6人(学年理事6名・・・1年～6年 各1名)
- 二 広報部 6人(学年理事6名・・・1年～6年 各1名)
- 三 厚生部 6人(学年理事6名・・・1年～6年 各1名)
- 四 図書部 6人(学年理事6名・・・1年～6年 各1名)

(常置部会の役員)

第13条 前条各号に規定する部会(以下「常置部会」という。)にそれぞれ次の役員を置く。

- 一 部長 1人
- 二 副部長 1人
- 三 書記 1人

(常置部会の部長)

第14条 常置部会の部長は、第12条に規定する部会の部員が互選する。

2 部長は、学年部会の部長を兼ねることができない。

3 部長は、PTA会長(以下「会長」という。)の承認を得て当該部会を開催し、その議長となる。

(常置部会の副部長)

第15条 常置部会の副部長の選出は、第14条第1項に規定する部長の例による。

2 副部長は、部長に事故があるとき、又は部長が欠けた場合は、その職務を代行する。

(常置部会の書記)

第16条 常置部会の書記の選出は、第14条第1項に規定する部長の例による。

2 書記は、部会の議事及び活動に関する重要事項を記録する。

(常置部会の役員の任期)

第17条 第13条に規定する役員及び部員の任期は、1年とする。

2 役員及び部員は、その任期満了後であっても、後任者が選任されるまでの間、その職務を行う。

(常置委員会等への教職員の出席)

第18条 石北小校長又は石北小校長が指名した教職員は、PTAが主催する会議に出席し、意見を述べることができる。

(生活指導部)

第19条 生活指導部の任務は、次のとおりとする。

- 一 児童の社会生活及び児童相互の自主的な集団生活の指導に関すること。
- 二 児童が登校又は下校する際の安全確保に関すること。
- 三 学校行事・PTA行事への協力に関すること。

(広報部)

第20条 研修広報部の任務は、次のとおりとする。

- 一 PTA広報誌の発行に関すること。
- 二 学校行事・PTA行事への協力に関すること。

(厚生部)

第21条 厚生部の任務は、次のとおりとする。

- 一 児童及び会員の福利厚生に関すること。
- 二 バザーの実施に関すること。
- 三 学校行事・PTA行事への協力に関すること。

(図書部)

第22条 図書部の任務は次のとおりとする。

- 一 図書の選書、運搬に関すること。
- 二 学校図書館前の掲示に関すること
- 三 学校行事・PTA行事への協力に関すること

第6章 臨時委員会

(臨時委員会の設置)

第23条 臨時委員会は、次の各号について協議するため、総務委員会の同意を得て、会長が設置する。

- 一 次年度の役員を選考するとき。
- 二 前号に規定するもののほか、会長が必要と認めるとき。

(臨時委員会の構成)

第24条 臨時委員会は、次の各号に規定するものによって構成する。

- 一 会長
- 二 副会長
- 三 書記
- 四 会計
- 五 庶務
- 六 幹事
- 七 学年部長

2 臨時委員会の議長は、会長をもって充てる。

(役員選考委員会の設置)

第25条 臨時委員会は、次年度の役員を選考するため、役員選考委員会を設置するものとする。

(役員選考委員会の構成等)

第26条 役員選考委員会は、次の各号に規定するものによって構成する。

- 一 常置部会の部長 5人
- 二 学年部会の部長 6人
- 三 各支部長 4人

2 役員選考委員会の委員長及び副委員長は、前項各号に基づいて選出された委員が、それぞれ次のとおり互選する。

- 一 委員長 1人
- 二 副委員長 3人

(役員選考委員会の解散)

第27条 役員選考委員会は、次年度の役員（幹事は除く）を総務委員会に推薦したとき、その任務は終了したものとみなし、解散するものとする。

第7章 細則の改正

(細則の改正)

第28条 この細則は、総務委員会において、出席委員の過半数の同意を得られなければ改正することができない。

第8章 雑則

(雑則)

第29条 この細則に規定するもののほか、この細則の実施に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この細則は、平成7年2月2日から施行する。

この細則の一部改正点は、平成7年4月21日から施行する。

この細則の一部改正点は、平成9年3月1日から施行する。

この細則の一部改正点は、平成12年4月1日から施行する。

この細則の一部改正点は、平成14年3月2日から施行する。

この細則の一部改正点は、平成15年3月1日から施行する。

この細則の一部改正点は、平成15年12月5日から施行する。

この細則の一部改正点は、平成16年4月9日から施行する。

この細則の一部改正点は、平成21年4月10日から施行する。

この細則の一部改正点は、平成26年3月7日から施行する。

この細則の一部改正点は、令和5年5月31日から施行する。